



産総セ第278号
令和5年7月11日

一般社団法人
奈良県薬剤師会 会長 殿

奈良県産業振興総合センター所長



はかり(質量計)の使用について(ご依頼)

平素は、適正な計量の推進について、ご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、調剤に使用する「はかり」は、計量法に基づく精度管理のため、取引証明用の「はかり」※1)の使用が義務づけられています。

また取引証明用の「はかり」について、計量法第19条に基づき2年毎に県が実施する定期検査※2)※3)の受検が義務づけられています。

ご多忙中恐れ入りますが、遺漏なきよう、別添「資料」とともに、貴会加入の薬剤師様へのご周知方どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

※1)取引証明用の「はかり」とは

検定証印または基準適合証印のある計量器

注)家庭用と記載のものは使用不可

※2)定期検査の時期

所在市町村毎に、検査日程を奈良県HP(計量検定室)で公示

するとともに、前回検査の薬局等にはハガキでも通知

※3)奈良市内で使用する「はかり」

奈良市役所で実施する定期検査を受検ください。

奈良県産業振興総合センター
計量検定室 担当 井上、小松
〒630-8031 奈良市柏木町129-1
☎0742-30-4705